



今なお、この地球上で年間530万人におよぶ子どもたちが、5歳の誕生日を迎えることなく死亡しているといわれています。世界の国々には貧困によって、路上生活や劣悪な労働条件のもとにおかれている子どもたちが存在します。この世に生を受けた同じ人間として、生きることさえ困難な子どもたちが多く存在することを私たちはどのように受け止めればよいのでしょうか。

また、日本では子どもへの虐待やいじめなど子どもをめぐるさまざまな問題が深刻な社会問題となっています。子どもの人権が尊重されるためには何が大切なのでしょうか。

I

子どもの人権保障のあゆみ



世界の取組

第1次世界大戦で多くの子どもたちが犠牲になったことを反省して、1924年（大正13年）国際連盟によって「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」が採択されました。この宣言では、子どもたちが人種、宗教、国籍などに関係なく保護される権利が強調され、「人類が子どもに対し最善のものを与える義務を負う」という目標が掲げられました。

しかし、まもなく第2次世界大戦が起こり、多くの子どもたちが再び戦争の犠牲となりました。新たに発足した国際連合は、世界の平和と人権の保障を同時に実現するために、1948年（昭和23年）に「世界人権宣言」を採択しました。その中には、教育を受ける権利や保護される権利など子どもの人権を保障する条文も含まれています。

さらに、国際連合は、1959年（昭和34年）に「子どもの権利宣言」を採択し、「名前、国籍を持つ権利」「教育を受ける権利」「遊ぶ権利」など、子どもに固有の権利を宣言しました。1979年（昭和54年）「国際児童年」の取組から同宣言の条約化の気運が高まり、1989年（平成元年）に国際連合の総会で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を採択しました。

日本の取組

日本における子どもに関する法律として、「児童福祉法〈1947年（昭和22年）12月公布〉」「少年法〈1948年（昭和23年）7月公布〉」「教育基本法〈1947年（昭和22年）3月公布〉」があります。また、「児童憲章〈1951年（昭和26年）5月5日公布〉」では、すべての児童の幸福を図るため、「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられること」と宣言しています。

その後、国内における子どもの人権尊重への取組を強めることや子どもの人権尊重について世界各国と協調していくことをさらに推し進めていくために、1994年（平成6年）に「子どもの権利条約」を批准しました。

これを受けて、1994年（平成6年）に法務省と全国人権擁護委員連合会が「子どもの人権専門委員会」を設置し、子どもの人権問題の解決に向けて取り組んでいます。また、子どもの意見表明に配慮した児童福祉法の改正〈1997年（平成9年）〉が行われました。さらに、子どもを取り巻く虐待、売買春などの問題を受けて、1999年（平成11年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」が、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が制定されました。

また、社会問題化しているいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、2013年（平成25年）に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。2022年（令和4年）6月には、こども施策に関する基本理念を定め、こども施策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」が制定されました（施行日：2023年（令和5年）4月1日）。

滋賀県の取組

滋賀県では、1997年（平成9年）10月に策定した滋賀県子育て支援総合計画「淡海エンゼルプラン」、2001年度（平成13年度）からの「淡海エンゼルプラン後期重点計画」および2005年度（平成17年度）からの次世代育成支援行動計画「子どもの世紀 しがプラン」、そして、2010年（平成22年）からの「淡海子ども・若者プラン」に基づき、子育て支援施策の総合的な推進を図ってきました。その後、2015年（平成27年）の同プランの改定を経て、2020年（令和2年）3月に2回目の改定を行い、7つの基本施策のうちの「社会全体で子育て・子育てを応援」の取組として、子どもの人権が尊重される社会環境づくりを進めることとしています。

これまでの取組として、「子ども県議会」の開催などを通じて、子どもの社会参加や大人が子どもへの理解と認識を深める機会の提供に取り組んでいます。

また、児童虐待相談の増加などから、福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの各関係機関が連携を強化するため、2001年（平成13年）6月に「滋賀県児童虐待防止対策連絡協議会」〈2008年（平成20年）3月に「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」へ移行〉を設置し、児童虐待の早期発見およびその対応、発生の防止などに努めています。

2006年（平成18年）4月には、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、また子どもを安心して育てることのできる環境づくりをめざし、「滋賀県子ども条例」を施行し、この条例に基づき「滋賀県児童虐待防止計画」の策定や「子ども・子育て応援センター」の設置などの取組を進めています。

また、2014年（平成26年）3月に策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」を2017年（平成29年）9月に改訂し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

II

子どもの権利条約を知っていますか

「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるように決めた条約です。さらに、この条約を結んだ国の取組を審査する監視機関として、「子どもの権利委員会」が国際連合に設置されています。

条約の主な内容

この条約の特徴は、子どもを独立した人格を持つ権利の主体としてとらえるとともに、心も身体も発達する過程にあるととらえ、さまざまな子どもの人権を保障していることです。

この条約では、子どもの権利として次のような権利をあげています。

- ① **生きる権利** 予防できる病気などで命を奪われないこと。病気やけがの治療を受けられることなど。
- ② **育つ権利** 教育を受け、休息したり遊んだりできること。考えることや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
- ③ **守られる権利** あらゆる種類の虐待や搾取から守られることなど。
- ④ **参加する権利** 自由に意見を表明したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできることなど。



考えてみよう

子どもの頃の思いを振り返ってあてはまることに○をしてみましょう。また、これらは、どのような権利といえるのでしょうか。

- ☐ 暴力はやめてほしかった。
- ☐ 人と比べられなくなかった。
- ☐ 秘密を知られなくなかった。
- ☐ 自分のことは自分で決めたかった。
- ☐ 自分の意見を聞いてほしかった。
- ☐ 思いっきり遊びたかった。
- ☐ いろんな情報を知りたかった。

主な条文の内容

（第1条）子どもの定義

この条約では、18歳未満を子どもとしています。

（第2条）差別の禁止

すべての子どもは、どのような差別もなく、みんな平等にこの条約で定められた権利が保障されます。肌の色、国籍、性、障害、言葉、宗教、財産などによって差別されません。さらに、子ども本人に関わる差別だけでなく、親の地位などによって子どもが差別されることも禁じています。

（第3条）子どもの最善の利益

子どもに関わりのあることを行うとき、子どもの最善の利益が優先されなければなりません。また、条約を結んだ国は、子どものためになることが行われるよう法律や政策をつくらなければなりません。

（第6条）生命の大切さ、生存・発達の確保

世界のすべての子どもたちは、生きる権利をもっています。また、子どもは発達し成長していく途中の弱い存在です。子どもが元気に生きて、健やかに育つよう全力を尽くして子どもの権利を守らなければなりません。

（第12条）意見表明権

子どもは、家庭、地域、学校などで自分に関わりのあることについて、自由に自分の意見を言う権利があります。「まだ子どもだから」という理由で、発言が制限されてはなりません。そして、子どもの意見は、発達に応じて最大限尊重されなければなりません。

（第18条）親の第一次的養育責任と国の援助

親やおとなには、子どもを大切に育てる義務があります。

（第19条）親による虐待・放任・搾取からの保護

親や親の代わりに子どもを育てている人は、子どもに暴力をふるってはいけません。子どもをいじめたり、無視したり、放っておいたり、性的な暴力を加えたり、言葉や態度で子どもを傷つけたりしてはいけません。

（第28条）教育についての権利

子どもはだれでも、学校で学習する権利があります。

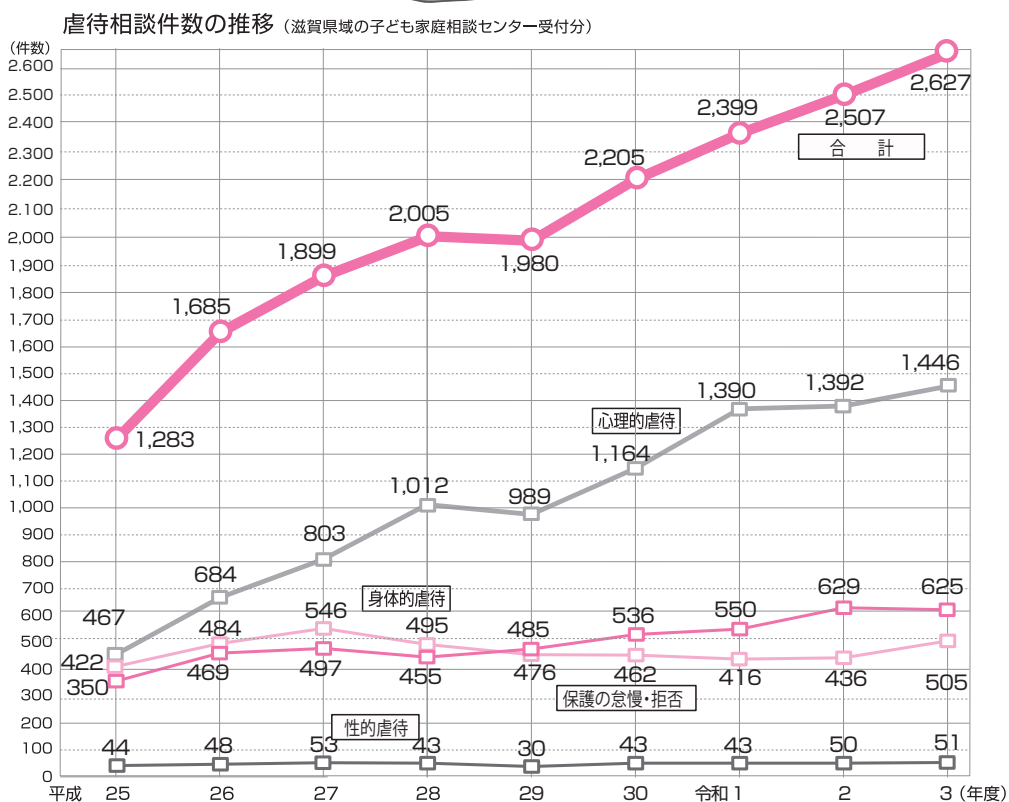
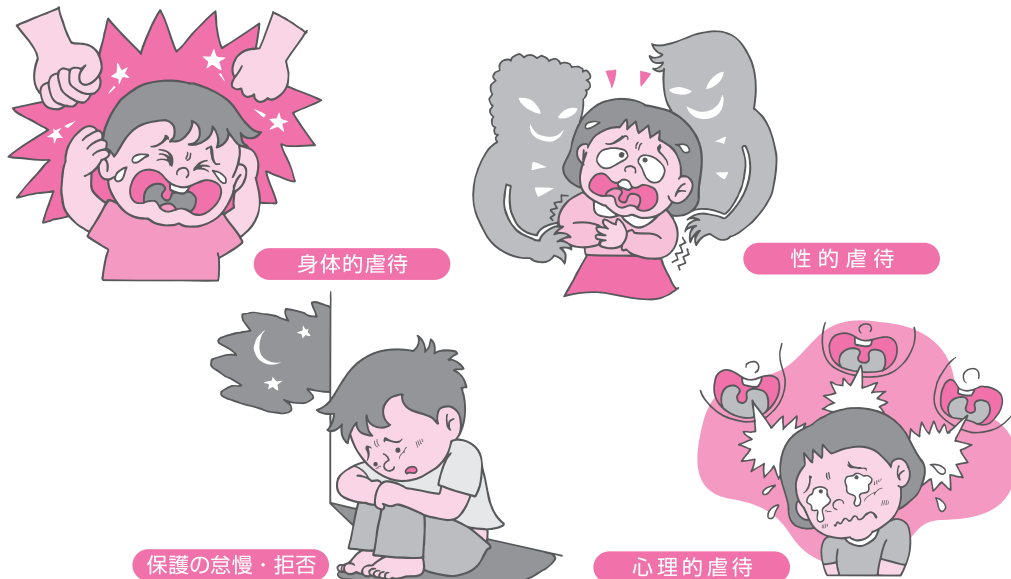
（第31条）休息・余暇・遊び・文化的芸術生活への参加

子どもにとって休息や余暇は、心身ともに成長するために必要です。

III 子どもを虐待から守る

児童虐待とは

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）による子どもに対する身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待と定義されています。（児童虐待防止法第2条）



※上記の件数以外にも市町において相談を受け付けており、県と市町を合わせた相談件数全体としては、年々増えています。

しつけと虐待の違い

「しつけ」とは、子どもに自分で行動をコントロールする力をつけるための行為であり、「虐待」とは、保護者の意図や思いにかかわらず、子どもの健全な成長を阻害する不適切な扱いをいいます。

たとえ愛情に基づく「しつけ」「指導」「教育」でも、子ども

の心と身体を傷つける行為であれば虐待といえます。虐待かどうかの判断は、保護者ではなく子どもの立場で判断されます。

なお、「しつけ」と称した虐待の増加を受けて、2020年(令和2年)4月に児童福祉法および児童虐待防止法が改正され、体罰の禁止が明文化されました。



●児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

2000年（平成12年）11月に施行された児童虐待防止法は、2004年（平成16年）10月から2020年（令和2年）にわたる数次の改正施行を経て、法律の目的や関係機関の責務等が強化されました。

第1条の目的には、児童虐待が子どもの人権を著しく侵害するもので、わが国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことが明記されています。

また、虐待の禁止や防止に関する国・地方公共団体の責務、子どもの保護のための措置など、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立まで切れ目のない支援をしていくこととされています。

子どもを虐待から守るための5箇条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
（通告は義務＝権利）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳
（子どもの立場で判断）
- ③ひとりで抱え込まない
（あなたにできることから即実行）
- ④親の立場よりも子どもの立場
（子どもの命が最優先）
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる
（特別なことではない）

〈早期発見のための気づきシート（抜粋）〉

「市町向けの子どもの虐待対応マニュアル」から

（子どもの様子）

- ☐ 子どもや保護者の説明と一致しないような不自然な外傷（特に首や顔の打撲、火傷など）が見られる。
- ☐ 極端にやせている等、栄養失調状態にある。
- ☐ 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服がいつも汚れている。極端に不潔だったり、異臭を感じる。特に他のきょうだいとの差がみられる。
- ☐ 犬、猫など動物を虐待する。
- ☐ 表情が乏しく、無表情、大人（保護者）を見ると脅えたり、表情がおどおどした素振りを見せる。
- ☐ 友達と一緒に遊べなかったり、孤立する。
- ☐ 他者を攻撃的に叩く、蹴るなどの乱暴な行動を見せる。
- ☐ 他者に執拗に甘えたり、金品をねだる。
- ☐ 保護者がいると顔をうかがう反面、保護者がいなくなると全く保護者に関心を示さなくなったり、笑顔を見せたりする。
- ☐ 大人（保護者）の意図を察知して行動する。または、執拗な警戒心を見せる。
- ☐ 子どもだけで食事をしていたり、食事をきちんと取っていない。
- ☐ 性交の真似をしたり、他者の性器を触るなどの性的行動を有する。
- ☐ 夜遅くまで遊んでいたり、徘徊している。
- ☐ 理由もなく保育所や幼稚園・学校を休んでいる。

IV

子どもを取り巻くさまざまな問題

近年の子どもを取り巻く問題の背景には、少子化や家族規模の縮小、家族形態の多様化から生じる子どもの対人関係の経験不足、家庭や地域の養育機能、教育力の低下、他人の誤った行動に対しても傍観者の態度をとりがちな社会風潮などがあります。これらの環境の中で、子どもたちはストレスを抱えているといえます。

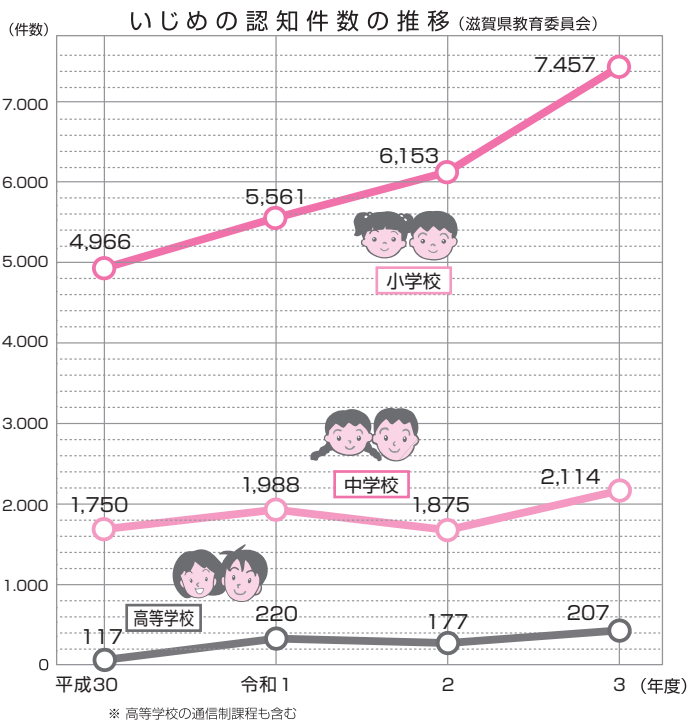
いじめ

子どものいじめは、いじめる子どもが「ふざけていただけ」と認識している場合や、いじめられた子どもが相談できない場合もあり大人から見えにくいケースも多く、巧妙で陰湿であったり、遊び感覚で行っている場合もあります。

また、いじめをおもしろがって見ていたり、はやしたてたり、見て見ぬふりをしている子どもたちもいます。

いじめを受ける子どもに責任はありません。いじめられた子どもには心のケアを十分に行うことが大切です。一方、いじめる子どもが抱える問題についてもしっかりと対処することが必要です。また、傍観する子どもの存在がいじめを助長しているとも言えます。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという考えのもと、いじめは絶対に許さないという意識をみんなが持つことが大切です。



こんな時は迷わず学校や最寄りの相談機関に相談をおかけください。

滋賀県教育委員会

- ☐ 持ち物を頻繁になくして帰ってくる。
- ☐ 押しつけられたと思われる物を持っている。
- ☐ 家族にお金をたびたび要求したり、金品を持ち出すことがある。
- ☐ 衣服を汚したり、あざや傷をつけてきたりする。
- ☐ 家族のささいな言葉にいらついたり、ひどく反抗したりする。
- ☐ 頻繁に電話がかかってくる。
- ☐ 学校から早く帰ってきたり、急に外出しなくなる。
- ☐ 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- ☐ 家族との接触を避け、何かを隠している気配が感じられる。
- ☐ 登校を渋るようなことがある。
- ☐ 元気がなくなり、顔色がすぐれなくなる。



考えてみよう

「いじめ」には次のような子どもが関わっています。それぞれの子どもの気持ちを考えてみましょう。また、いじめをなくすためには、それぞれの子どもはどうすればよいのか、話し合ってみましょう。

- いじめる子
- いじめを見て見ぬふりをする子
- いじめられる子
- いじめを止めに入る子
- いじめをはやしたてる子
- いじめに全く無関心な子
- いじめを見ているだけの子

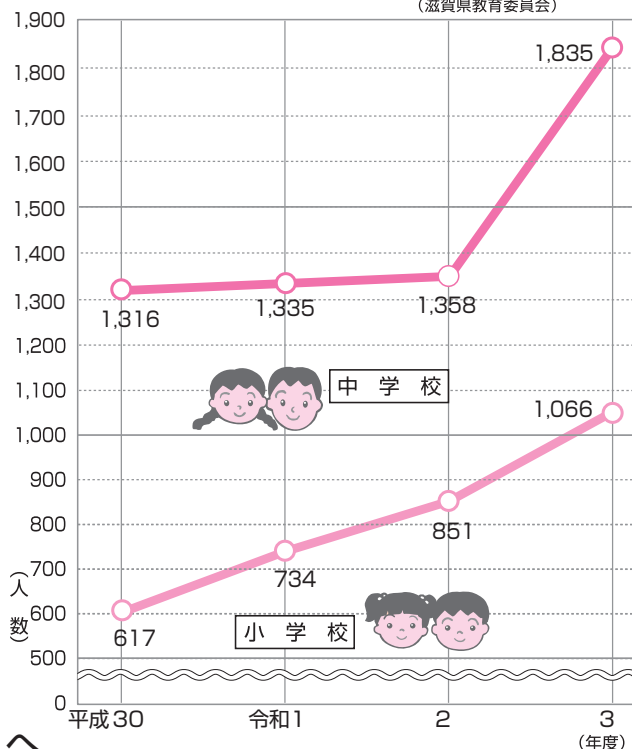
不登校

不登校はどの子どもにも起こり得るもので、学校生活、家庭生活などさまざまな理由によって起こります。単に学校へ行かないことだけをとらえて子どもや保護者を責めるのではなく、子ども自身が悩んだり傷ついていること、保護者も大きな不安や悩みを抱えていることを深く理解することが大切です。

また、不登校の子どもによっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。

その支援に関しては、適切にアセスメント(見立て)を行い、支援の目標や方針を定め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、教育支援センターや民間団体等関係機関とも連携しながら、個々の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要で、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、子どもが自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。

30日以上長期欠席者数のうち、不登校児童生徒数の推移
(滋賀県教育委員会)



子どもが安心して暮らせる地域社会づくりへ

スマートフォンの普及等に伴い、インターネットが日々の暮らしに浸透した現在、ネット上における有害情報の氾濫やSNSの悪用などにより、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが増えています。また、学校からの下校途中に不審者に声をかけられるなどの被害も多く、子どもの人権が侵害されやすい環境になってきているといえます。

大人同士の関係においても、子育てに悩んでいても地域とのつながりが薄く、だれにも相談できずに悩む家庭も多くなっています。子どもが安心して過ごせる環境をつくるとともに、保護者が子育ての悩みを相談して不安を解消するためにも、地域ぐるみの関わりが求められています。

最近では、学校の総合的な学習などで地域の人と共に学んだり、地域の人があいさつ運動やパトロールをしたりすることで、子どもと地域の人との関わりを深めているところが増えてきています。

子どもも大人も安心して、生き生きとした暮らしができるよう、今まで以上に地域の人力が求められています。

「遊べる・学べる淡海子ども食堂」

滋賀県では、子どもたちを孤立させず、地域ぐるみで見守り育てていく「淡海子ども食堂」の取組を進めています。令和4年11月現在、「淡海子ども食堂」は県内170ヶ所にひろがり、ボランティアグループ、自治会、地区(学区)社会福祉協議会、社会福祉法人等、さまざまな方がそれぞれの思いと工夫で運営されています。

V 子どものエンパワメント

すべての子どもは、生まれながらにすばらしい力を持っています。子どもが尊重されその力を発揮できるよう、一人ひとりがエンパワメントの支援を行うことが大切です。

子ども自らが人権侵害から心とからだを守る力を引き出すために、CAPプログラムなどの実施による子どもに対する学習・啓発活動が行われています。

CAP (Child Assault Prevention : 子どもへの暴力防止) とは

CAPプログラムは、子どもたち自身が、さまざまな暴力（いじめ・虐待・誘拐・性暴力など）から、自分たちの大切な心とからだを守るために、何ができるかを考えるものです。

子どもを大人が守るべき弱い存在と見るのではなく、子ども自身の問題を解決する力を信じ、その力を引き出す「エンパワメント」の考えがもとになっています。

ワークショップ（参加型学習）の形をとっており、参加者が自ら考え、意見を述べ、ロールプレイ（役割劇）に加わって学習します。

子どもワークショップ

子どもが、暴力という話題に対して、恐れず楽しみながら学習できるよう工夫されており、一人ひとりが尊重されることを大切にします。

ロールプレイやディスカッションを通して、権利を守るために何ができるか、暴力に対して具体的にどう対処できるかを、子ども自身が考えます。就学前・小学生・中高生プログラムがあり、年齢に応じて、アクティビティ、歌、人形劇などを取り入れています。

また、子どもの状況やニーズにあわせて、必要な工夫や配慮をしたうえで、障害のある子どもや児童養護施設等の子どもへのプログラムの提供にも取り組んでいます。

☆すべての子どもは、生きていくためにとても大切な3つの権利を持っています。
安心して自信を持って自由に生きる権利です。



安心 (Safe)



自信 (Strong)



自由 (Free)

☆子どもの権利を守るためにできることを考えます。



「いや」(No)



「逃げる」(Go)



「話す」(Tell)

大人ワークショップ

保護者や教職員をはじめとして、子どもにかかわるすべての大人を対象としたプログラムで、場合によってはセミナーや講演会の形をとることもあります。

子どものためのCAPプログラムを紹介し、子どもの権利を守るため大人にできること、子どもをどうサポートするかを具体的に考えます。子どもを支える立場にある大人が、子どもの権利や暴力について正しい知識をもち、子どもの話を共感しながら聴くことによって、子ども同士が助け合い、大人が子どもを孤立させないよう援助できるコミュニティをめざします。

CAPは、1978年（昭和53年）アメリカで誕生し、森田ゆりさんによって日本に紹介されました。1995年（平成7年）にCAPスペシャリスト養成講座が日本で始まり、翌1996年（平成8年）、旧八日市市に県内初のCAPグループが誕生しました。